公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０３号
静岡県浜松市西区湖東町1484番地の202
債務者　中田　道雄
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
静岡県浜松市中区西伊場町11番４号
債務者　池　　宇賢
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
愛知県名古屋市中区橘１丁目６番25号サンフィールド501号、前住所静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑1181番地の２
債務者　飯田　聡子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
静岡県浜松市東区子安町326番地の１県営子安団地２棟502号
債務者　三好　　章
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
静岡県磐田市掛塚2632番地１フレンズ掛塚201号
債務者　中山　愛子（旧姓湯山）
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
長崎県佐世保市赤崎町252番地28、前住所長崎県北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免791番地６
債務者　川尻　春樹
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
長崎県佐世保市大和町731番地５　202、前住所長崎県佐世保市木宮町２番８号　スティルライフ木宮101
債務者　金子　泰斗
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５９２５号
東京都江戸川区鹿骨４丁目18―２―101
債務者　水戸　静香
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９号
長崎県佐世保市江迎町三浦28番地
債務者　坂部　ちか
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５９２２号
東京都江東区森下２丁目17―１―502
債務者　宇田川知子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５２６号
横浜市青葉区もみの木台10番地４
債務者　小田　知子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６９９号
横浜市都筑区中川３丁目37番３号
債務者　高田　　肇
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７１７号
神奈川県大和市福田４丁目22番地１　コクブマンション105号
債務者　ＣＡＦＥ＆ＢＡＲ虹こと　臼井　貴司（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６０号
東京都立川市上砂町３丁目６番地の１レオパレスリバーサイド上砂110号
債務者　田中奈津美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部